

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年6月3日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和7年11月28日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
S S N フォーラム 2 1	須藤 浩	須藤 浩	千葉県四街道市鹿渡 9 3 3 – 2 9 6
星健総研	星 健太郎	星 健太郎	千葉県八千代市萱田町 5 4 4 – 1 6